

## 第 2 6 号議案

東京都台東区職員の懲戒に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年 9 月 1 0 日

提出者 東京都台東区長 服 部 征 夫

( 提案理由 )

この案は、地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）の改正に伴い、会計年度任用職員の減給の効果を定めるため提出します。

## 東京都台東区職員の懲戒に関する条例の一部を改正する条例

東京都台東区職員の懲戒に関する条例（昭和35年3月台東区条例第6号）の一部を次のように改正する。

第3条中「給料」の次に「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、報酬（東京都台東区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年10月台東区条例第 号）第21条第1項に規定する地域手当に相当する報酬、第22条第1項に規定する特殊勤務手当に相当する報酬、第24条第1項に規定する超過勤務手当に相当する報酬、第25条に規定する休日給に相当する報酬及び第26条に規定する夜勤手当に相当する報酬を除く。）」を加える。

### 付 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。